

農業用ため池の管理及び保全に関する法律の概要

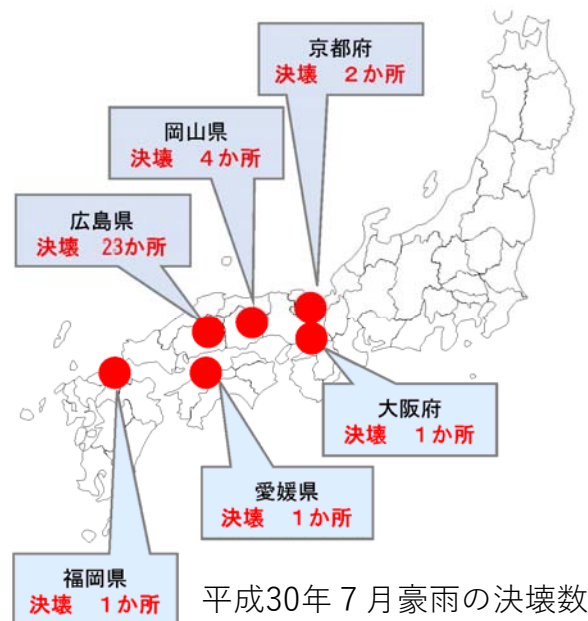
農業用ため池の管理保全研修会 令和3年11月

法律制定の背景

平成30年7月豪雨など、豪雨等により多くの農業用ため池が被災し甚大な被害が発生



農業用ため池の管理及び保全に関する法律
(令和元年7月施行)



法律の目的

農業用ため池を適正に管理及び保全することにより、

農業用水の供給機能を確保しつつ
決壊による被害を防止する
ことを目的とする。

法律における定義

農業用ため池とは

農業用水の供給の用に供される貯水施設であって、堤体及び取水設備により構成される施設であること。

※受益地がなくなるなどの理由で農業用の利用を完全に廃止したとしても、堤体が残っている場合は、本法の対象となる。

管理者とは

農業用ため池について所有権以外の権限に基づき操作、維持、修繕その他の管理を行う者。

法律で規定されていること（主なもの）

- ◆農業用ため池の届出
- ◆所有者・管理者による**適正管理の努力義務**
- ◆都道府県による**特定農業用ため池の指定**
- ◆特定農業用ため池の**行為の制限**
- ◆特定農業用ため池の**防災工事計画の届出**

◆農業用ため池の届出【法律第4条】

所有者または管理者は、農業用ため池に関する情報を県へ届け出なければならない。（国・地方公共団体が所有するものを除く）

また、**届出事項に変更（廃止含む）があったときは、遅滞なく県へ届け出なければならない。**

●管理者が団体等になっていて代表者が毎年変わる場合も、変更届の提出が必要です。

●届出ルート

所有者または管理者→（市町経由）→県

様式第1号
様式第2号
様式第3号

◆ 農業用ため池の管理【法律第5条】

農業用ため池の所有者・管理者は、当該農業用ため池の機能が十分に発揮されるよう、当該農業用ため池の適正な管理に努めなければならない。

「適正な管理」とは

農業用水の貯留機能の発揮及び決壊等による水害の発生防止を目的とした日常管理の行為を指す。

- ・ 施設の点検や補修・補強
 - ・ 洪水吐きの堆積土砂の除去
 - ・ 堤体の草刈り
- 等々

◆ 特定農業用ため池の指定【法律第7条】

都道府県は、決壊による水害その他の災害により周辺の区域に被害を及ぼすおそれがある農業用ため池を、市町村の意見を聴いたうえで「特定農業用ため池」に指定することができる。（国・地方公共団体が所有するものは指定の対象外）

● 指定状況

愛知県では、現在（令和3年11月時点）、344箇所の農業用ため池を特定農業用ため池に指定しています。

※愛知県HPで公表しています。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/nochi-keikaku/nogyotameike.html>

● 特定農業用ため池の指定基準

次のいずれかに該当する農業用ため池。

- ① 決壊により浸水が想定される区域（以下「浸水区域」という。）のうち当該農業用ため池から100メートル未満の区域に住宅等（住宅又は学校、病院その他の公共の用に供する施設をいい、当該浸水によりその居住者又は利用者の避難が困難となるおそれがないものを除く。次号以下同じ。）がある。
- ② 貯水容量が1,000立方メートル以上で、浸水区域のうち当該農業用ため池から500メートル未満の区域に住宅等がある。
- ③ 貯水容量が5,000立方メートル以上で、浸水区域に住宅等がある。
- ④ 周辺の区域の自然的条件、社会的条件その他の状況からみて、その決壊による水害その他の災害を防止する必要性が特に高いと認められるもの。

◆ 特定農業用ため池 行為の制限【法律第8条】

特定農業用ため池において、ため池の保全に影響を及ぼすおそれのある行為を行うときは、県の許可が必要。

● 許可が必要な行為

- ・ 堤体の掘削、盛土、切土、竹林の植栽
- ・ 水底の掘削
- ・ 岸の形状変更
- ・ 取水設備や洪水吐の変更または廃止
- 等

（堤体、水底及び岸にアンカーを設置して係留索で水上設置型太陽光発電設備を固定する行為含む）

● 許可を要しない行為

- ・ 修繕や堆積土砂の浚渫等の管理に係る行為
- ・ 防災工事として行う場合
- 等

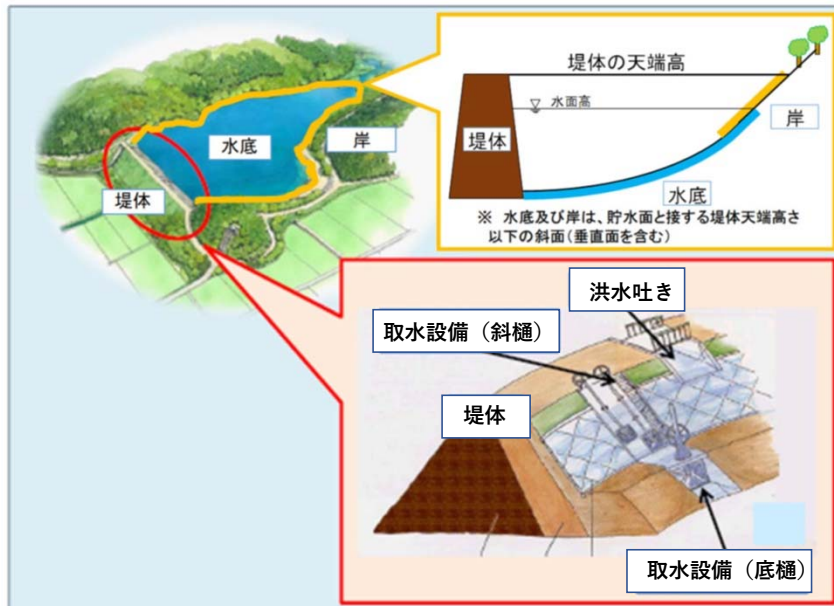
※許可が必要か迷う場合は、市町や県農林水産事務所へご相談ください。

● 許可申請ルート

行為をする者→県（農林水産事務所）

様式第12号

●行為の制限範囲のイメージ



◆ 特定農業用ため池 防災工事計画の届出【法律第9条】

特定農業用ため池の所有者や管理者は、決壊を防止するための**防災工事（耐震対策、豪雨対策、老朽化対策及び廃止の工事）**を施行しようとするときは、**工事に着手する30日前までに県への防災工事計画の届出が必要。**

- 非常災害のために必要な応急措置として行う工事は、防災工事の届出の対象外です。
- 防災工事計画に不備がある場合は、受理しないことがあるので、事前に相談していただくことをお勧めします。
- 届出ルート

所有者または管理者→県（農林水産事務所）

様式第15号

法律で規定されていること（主なもの）まとめ

◆農業用ため池の届出

→変更や廃止の届出も忘れずに

◆所有者・管理者による適正管理の努力義務

→適正な管理を行うことで決壊等による水害の発生を防止

◆都道府県による特定農業用ため池の指定

→県内344か所指定しています（R3.11時点）

◆特定農業用ため池の行為の制限

→堤体の掘削等を行うときは県の許可が必要

◆特定農業用ため池の防災工事計画の届出

→耐震対策、豪雨対策、老朽化対策、廃止を行うときは県へ届出が必要

各様式は、愛知県HPからダウンロード可能。「愛知県 農業用ため池」で検索👉
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/nochi-keikaku/nogyotameike.html>

ご清聴ありがとうございました。